

個別避難計画（旧災害時要援護者台帳）の概要

－災害時の助け合いに向けて！－

1. 目的

災害時の避難の際に支援が必要な方（以下、「要支援者」という。）の個別の避難計画を整備し、災害発生時における避難誘導や安否確認、平常時の見守り等の支援活動に活用するものです。地域にお住まいの方々がお互いに理解し助け合う体制をつくることにもつながります。

2. 支援の対象者

在宅の高齢者や障がい者等で、災害時の避難に支援が必要な方が対象です。

具体的には、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦だけの世帯、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者などで支援が必要な方々です。

在宅で 家族による避難支援が困難で 第三者による避難支援が必要な方	
要支援者	高齢者（おおむね 65 歳以上） 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
	その他災害時の支援が必要な方

のうち支援が必要な方

3. 個別避難計画（旧災害時要援護者台帳）の登録について

- 「個別避難計画」への登録を希望する方は、自治会（長）を通じてお申し込みください。
- 登録にあたっては、記載された個人情報避難支援の目的で、市および関係機関（自治会・自主防災組織、コミュニティ振興会、避難支援者、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会・学区地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防、警察、福祉サービス事業所、医療機関）で共有することに同意いただきます。
- 本計画により登録の申し込みを受け付け、名簿等を作成します。
- 登録後は、災害時に支援を行う「避難支援者（手助けする方）」を選定し、迅速に避難を支援できる体制を整えます。

災害対策基本法により、介護保険情報や障害者手帳の情報を元に市町村が「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられています。この「避難行動要支援者名簿」は災害発生時や災害が発生する恐れがある場合において、生命及び身体の保護に必要と認められた場合のみ本人の同意を要せず名簿情報を外部提供することができます。

本市においても「避難行動要支援者名簿」を作成しておりますが、平常時に関係者で共有できるよう本人の同意を得た名簿「個別避難計画」の整備を進めるものです。

災害が発生した初動期においては、地域での要支援者の状況把握や、地域住民同士による支援体制づくりなど、平常時からの取り組みを進めていくことが基本となります。

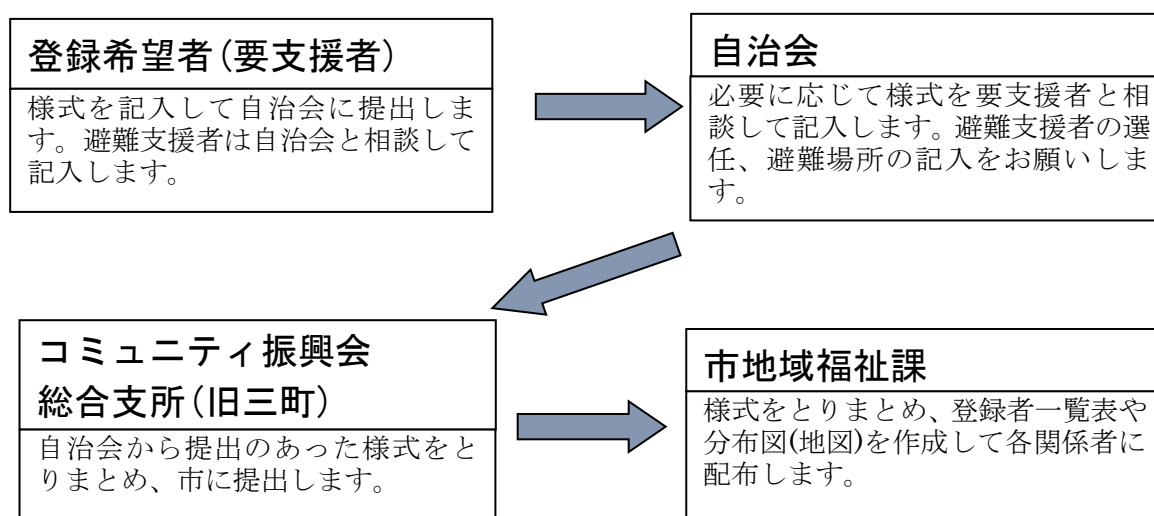
4. 「個別避難計画」の管理

個別避難計画等は次のように管理されます。

①酒田市 (地域福祉課、総合支所)	個別避難計画(正本・写し)、登録者一覧表、登録者分布図
②コミュニティ振興会	個別避難計画(写し)、登録者一覧表、登録者分布図
③自治会	個別避難計画(写し)、登録者一覧表、登録者分布図
④民生委員・児童委員	個別避難計画(写し)、登録者一覧表、登録者分布図
⑤避難支援者	個別避難計画(写し)、登録者一覧表
⑥酒田市社会福祉協議会	登録者一覧表
⑦地域包括	登録者一覧表
⑧警察署	登録者一覧表
⑨その他の関係機関	登録者一覧表

- 個別避難計画及び名簿に記載された情報は、災害時の要支援者支援の目的以外には利用できません。
- 個別避難計画及び名簿に記載された個人情報を、みだりに他人に知らせることはできません。
- 災害時には必要に応じ、消防署、地区内の支援にあたる学区地区社協や地区独自の支援組織へ提供する場合があります。

5. 「個別避難計画」取りまとめの流れ



※これまでの「災害時要援護者台帳」の登録の進め方と変更はありません。

※令和8年度から「災害時要援護者台帳」と「見守りネットワーク支援台帳」の運用の統一に伴い、様式の取りまとめ先が市地域福祉課に一本化されております。

※登録内容に追加・変更したい情報がありましたら、変更した様式（変更箇所が見え消し等で分かるように）のご提出をお願いいたします。なお、変更の際は、従来の「変更届」の提出は不要です。

6. 災害が起きたときの流れ

避難支援者には、責任を課すものではなく 善意により手助けいただくものです。

- 1 まず自分の身を守る。
- 2 自分の家族の安全を確認する。(テレビやラジオ等で情報を収集)
- 3 自分が支援する要支援者の安否を確認する。
- 4 避難が必要な場合は、安全な方法で避難場所へ避難誘導する。
- 5 自力での避難誘導が困難な場合には、市災害対策本部、自主防災会、自治会(単位自治会防災会)、消防署、警察署等に連絡をする。

【参考】酒田市民防災ガイドブックより

その時、どのように行動すればよいか

防災行動の時間割

大地震などで災害が発生した場合、時間の経過に従って人々の行動や対応は、当然、変化していきます。【その時】【その直後】【数時間後】【翌日】【数日後】というように、状況に応じた行動が求められます。

大揺れが襲ってきた

①まずはわが身を守る時間帯

- 大揺れがきたら、大人の男性でも、身体の一部が奪われます。それでもなお、身の安全を守らなければなりません。
- 少なくともその意識をもって、室内では家具やピアノから、外ではブロック塀や門柱から離れる。
- 素早く反応するのが困難な、お年寄りや子どもには大声で「机の下!」とか「ふとんをかぶって!」など、その状況に合った指示をする。
- テーブルやいすの下に入る。手近なものか両手で頭を守る。就寝中ならふとんをかぶる。



大揺れがおさまってきた

②家族を守る時間帯

- 身の安全を守り、「火の始末」の意識をしっかりとって、すぐに行動に移る。
- 火の始末とは、使っている火はすべて、仏壇の線香や蚊取線香までいっさい。
- 家族の救出や救護は、火の始末が終わってから。人手があれば手分けして。
- 古い家では、倒壊を警戒して、家族には外への避難を指示する。火の始末をしたら外へ避難。



大揺れがおさまった直後① 近隣の防火と消火の行動

③まちを守る時間帯

- わが家の出火の気配のないことを確認したら、近所同士声をかけ合って火の始末を確認しましょう。
- 外に避難してそのままどまっている人には、自分の家の火の様子を確認するようにすすめる。
- もしも出火を見つけたら、大声で家族や近所に知らせる初期消火にあたる。声を聞いたら消火器やバケツに風呂の残り湯をくんで駆け付ける。



大揺れがおさまった直後② 近隣の救出・救護、安全確保

④救出救護に協力の時間帯

- お年寄りのお宅にはすぐに駆け付け、安全の確保、火の始末の手伝いをする。
- 倒壊物、転倒物の下敷きになっている人がいたり、行方わからなくなった人がいたら、近所に救出や探索の応援を求める。
- 負傷者がいたら、応援を求めて救護所や医療機関へ搬送する。



自主防災会の活動

⑤避難生活期

見極めてから避難

市からその地域に避難命令が出たとき、近所で火災が発生し延焼の危険が出たとき、家屋や建物が倒壊する危険が出たとき、津波や土砂崩れの危険地域にいるときはすみやかに、指定されている避難場所等へ避難しましょう。

○要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段から、声かけや見守り活動等、地域における各種活動と連携を深めることが重要です。

○避難訓練には、地域住民や要支援者、避難支援者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物等の確認を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られます。

○災害時の避難支援には普段からの地域住民同士のコミュニケーションが重要です。日頃から近所の人との交流を深め、顔の見える関係を築きましょう。

ここに力点を
災害時要援護者への支援体制づくり

- 高齢者や障がいのある方、妊婦や乳幼児などの、災害時に自力で避難することが困難な人たちのことを「災害時要援護者」といいます。
これらの家庭とは普段からつながりを持ち、自主防災組織を中心に、災害発生後はすぐに駆け付けて初期消火や救出・救護、避難など地域ぐるみで体制を築いておきましょう。
- 普段は家具類の転倒防止など家内外の安全づくりを助け、いざという時の避難支援についても互いに了解しておきましょう。

